

令和4年度 第1回手取川・梯川水系流域治水協議会

議 事 次 第

令和4年9月
(書面開催)

【議 事】

- 1) 協議会規約改正(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1
- 2) 「令和4年8月豪雨災害を踏まえた梯川水系流域治水対策検討部会」
の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料2

手取川・梯川水系流域治水協議会 規約（案）

（設立）

第 1 条 「手取川・梯川水系流域治水協議会」（以下「協議会」）を設立する。

（目的）

第 2 条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、手取川・梯川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第 3 条 協議会は、別表－１の職にある者をもって構成する。

２ 協議会は、個別課題に係る協議を行うため、必要に応じて第 1 項別表－１に掲げる機関の一部から構成される部会を設置することができる。部会は、個別課題に係る協議を行い、その結果を協議会に報告する。部会を構成する各機関の代表者は、部会設置時にその都度決定する。

（協議会の実施事項）

第 4 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 手取川・梯川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

（協議会資料等の公表）

第 5 条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第 6 条 協議会の事務局は国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所調査第一課に置く。

（雑則）

第 7 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第8条 本規約は、令和2年9月14日から施行する。

改 正 令和3年3月10日 (別表－1改め)

改 正 令和4年3月15日 (別表－1改め)

改 正 令和4年9月9日 (第3条及び別表－1改め)

別表－１

機 関 名	代 表 者
金 沢 市	市 長
小 松 市	市 長
白 山 市	市 長
能 美 市	市 長
野 々 市 市	市 長
川 北 町	町 長
石川県 土木部 河川課	課 長
石川県 土木部 砂防課	課 長
石川県 土木部 都市計画課	課 長
石川県 土木部 建築住宅課	課 長
石川県 危機管理監室 危機対策課	課 長
石川県 農林水産部 森林管理課	課 長
<u>石川県 農林水産部 農業基盤課</u>	<u>課 長</u>
国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 近畿北陸整備局 金沢水源林整備事務所	所 長
近畿中国森林管理局 石川森林管理署	署 長
農林水産省 北陸農政局	地 方 参 事 官
西日本旅客鉄道(株) 金沢支社 金沢保線区	区 長
金沢地方気象台	台 長
北陸地方整備局 金沢河川国道事務所	所 長
＜オブザーバー＞	
北陸電力(株) 手取水力センター	
電源開発(株) 九頭竜電力所（手取川事務所）	

【検討部会設置の目的】

- ✓ 令和4年8月の前線停滞による豪雨により梯川流域において記録的な大雨となり、梯川本川において計画高水位を超え、一部堤防で越水が発生するなど非常に危険な状況となった。また、支川鍋谷川での堤防決壊や滓上川等での溢水、本支川沿川での内水による浸水により、甚大な被害が発生。
- ✓ 本検討部会では、令和4年8月豪雨による梯川水系での水害を踏まえた流域治水対策を検討し、再度災害防止のための「梯川水系緊急治水対策プロジェクト(仮称)」を策定。

【構成メンバー】

- ✓ 「流域治水協議会」の梯川流域に係る機関で構成(規約第3条2項)

9月中旬

■手取川・梯川水系流域治水協議会[令和4年度第1回]※ 書面開催

- ・ 流域治水協議会規約変更(構成員追加)
- ・ 令和4年8月豪雨災害を踏まえた梯川流域治水対策検討部会を設置

9月下旬～10月上旬

■令和4年8月豪雨災害を踏まえた梯川水系流域治水対策検討部会[第1回]

- ・ 令和4年8月4日前線停滞豪雨による出水・被災状況、課題抽出
- ・ 「緊急治水対策プロジェクト(仮称)」の検討開始を確認

■令和4年8月豪雨災害を踏まえた梯川水系流域治水対策検討部会[第2回]

- ・ 各機関の対策内容を取りまとめ、「緊急治水対策プロジェクト(仮称)」を策定
- ・ 梯川流域治水プロジェクト変更案取りまとめ

■手取川・梯川水系流域治水協議会[令和4年度第2回]

- ・ 梯川流域治水プロジェクトを共有

※今後のプロジェクトの進捗状況等については協議会でフォローアップ

手取川・梯川水系流域治水協議会

令和４年８月豪雨災害を踏まえた梯川水系流域治水対策検討部会

機 関 名	代 表 者
小松市	市 長
能美市	市 長
石川県	危 機 管 理 監
石川県 土木部	参 事
石川県 農林水産部	次 長 (農 業 土 木)
石川県 農林水産部	次 長 (林 業)
国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 近畿北陸整備局 金沢水源林整備事務所	所 長
近畿中国森林管理局 石川森林管理署	署 長
農林水産省 北陸農政局	地 方 参 事 官
西日本旅客鉄道(株) 金沢支社 金沢保線区	区 長
金沢地方气象台	台 長
北陸地方整備局 金沢河川国道事務所	所 長